

公布された規則のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 42 号）

- 1 雇用保険法が改正され、広域求職活動費が求職活動支援費に改められたことに伴い、求職活動支援費に相当する退職手当の支給手続を定めることとした。（第 24 条及び様式第 23 号～様式第 23 号の 3 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（規則第 43 号）

- 1 この規則は、佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 独自利用事務の具体的内容を定めることとした。（第 2 条～第 8 条関係）
- 3 知事が教育委員会に対し特定個人情報の提供を求めることができる事務の具体的内容及び当該事務を処理するために提供を求めることができる特定個人情報の具体的内容を定めることとした。（第 9 条及び第 10 条関係）
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第 44 号）

- 1 知事以外の執行機関に知事保存本人確認情報を提供する場合を定めることとした。（第 10 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。